

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計期間	第13期 第1四半期連結 累計期間	第12期
会計期間	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成23年 6月30日
売上高(千円)	2,848,616	3,204,065	12,210,392
経常利益(千円)	582,184	661,877	2,522,556
四半期(当期)純利益(千円)	283,422	342,973	1,171,052
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	293,955	320,828	1,118,371
純資産額(千円)	10,862,856	9,881,613	11,161,526
総資産額(千円)	13,486,903	17,210,072	13,931,204
1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	9.56	11.52	38.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	9.51	10.56	38.14
自己資本比率(%)	80.3	56.0	78.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 当社は平成23年1月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割しております。

前第1四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

4. 第12期第1四半期連結累計会計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し遡及処理しております。

5. 当第1四半期連結会計期間より、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第12期第1四半期連結累計期間及び第12期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について遡及処理を行っております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載したリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結累計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年7月1日～平成23年9月30日（以下「当第1四半期」という））におけるわが国経済は、企業の生産活動や個人消費が東日本大震災からの復旧とともに回復の兆しを見せる一方で、夏場の電力供給問題や欧州の金融不安を背景に、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、国内ネットリサーチ事業において安定的な収益を確保するとともに、海外展開・新規サービスの開発にも注力すべく、展開を進めました。

当社売上高の大半を占める国内ネットリサーチ事業においては、電力不足等による企業活動抑制などから需要低下の懸念があったものの、主として広告代理店や調査会社・コンサルティングファーム、消費財メーカー等における売上高が好調に推移したことから、ほぼ計画どおりの実績となりました。

海外においては、中国上海に設立した連結子会社「明路市場調査（上海）有限公司」が平成23年9月より営業を開始し、当社の自動インターネットリサーチシステム（Automatic Internet Research system、以下「AIRs（エアーズ）」という）を軸としたサービス提供を行っています。また新サービスとして、全世界でユーザ数を拡大しているFacebookプラットフォーム上で、Facebook利用者を対象に実施することができる手軽で品質の高いリサーチサービスを株式会社電通と共同で開発し、10月より提供を開始しました。さらに、当社および株式会社電通、株式会社電通リサーチの3社は、電通グループのインターネット調査事業拡大のための業務提携を行うと共に、当社と株式会社電通マーケティングインサイトの共同出資によるインターネット調査の販売を主たる事業とする会社の設立に向けた協議開始に基本合意し、本格的な検討を進めています。

これらの結果、当第1四半期の売上高は3,204百万円（前年同四半期比12.5%増）、営業利益は641百万円（同12.9%増）、経常利益は661百万円（同13.7%増）、四半期純利益は342百万円（同21.0%増）となりました。

事業のサービス別の売上高については、以下のとおりです。

#### 自動調査サービス

自動調査サービスは、当社が独自開発した「AIRs」を利用する市場調査サービスであり、当社グループの主力サービスとなっております。当第1四半期においては、広告代理店や消費財メーカー、調査会社・コンサルティングファーム等を中心にリサーチ需要が堅調に推移したことから、売上高は前年同四半期比9.5%増の1,761百万円となりました。

#### 集計サービス

集計サービスは、調査データ回収後、専門スタッフがデータを集計し、調査目的に合致した集計表・グラフを作成するサービスです。一般事業会社との取引が増加するに従い、実査から集計・分析まで一貫して行うニーズが増えています。実査の売上増加に伴って集計の売上高も伸長したことから、売上高は前年同四半期比8.0%増の195百万円となりました。

#### 分析サービス

分析サービスは、調査票設計及び調査データ回収後のレポート作成を行うサービスです。顧客のマーケティング課題と調査目的に沿った分析レポートを提供することを目的に、企画提案力・分析力の底上げを進めてまいりました。一般事業会社との取引増加に伴って受注が好調に推移したことに加え、従来は分析サービスに対するニーズが薄かった広告代理店からの需要も引き続き好調であったことから、売上高は前年同四半期比25.9%増の306百万円となりました。

#### 定性調査サービス（グループインタビュー等）

定性調査サービスは、主に座談会形式もしくは1対1形式でインタビューすることにより対象者の深層心理を深掘りするサービスです。消費財メーカーを中心とした一般事業会社において、多様化する個人の趣味・嗜好等を把握するため、定性調査に対する需要が上昇しております。顧客の要望に対応すべく、設備の増強や組織体制の強化、人材教育による提案力向上を重ねた結果、売上高は前年同四半期比26.4%増の260百万円となりました。

#### カスタマイズリサーチサービス

カスタマイズリサーチサービスは、AIRsで対応できる範囲を超えた個別性の高い調査案件につき、オーダーメイドで調査票作成及び調査データ回収を行うサービスです。AIRsの機能拡張によって自動調査で対応可能な調査範囲が広がり、当サービスの売上高減少要因となったものの、調査会社・コンサルティングファームを中心に安定的な受注が得られた結果、売上高は前年同四半期比5.4%増の316百万円となりました。

#### グローバルリサーチサービス

グローバルリサーチサービスは、国内企業向けに提供する海外調査サービスおよび海外企業向けに提供する市場調査サービスです。当第1四半期においては、広告代理店等からの受注は好調に推移したものの、円高の影響等により、一部企業において海外調査予算の抑制がみられたことから、売上高は前年同四半期比13.7%減の94百万円となりました。

#### モバイルリサーチサービス

モバイルリサーチサービスは、携帯電話を利用してデータを収集するサービスです。カメラ付携帯電話による写真画像データの収集や、商品の購入直後の購買心理の把握等、携帯電話ならではの調査シーンで活用されており、当社のモバイル協力モニタを対象とした「クローズド型調査」、モバイル協力モニタを利用せず広く回答を収集する「オープン型調査」の2種類を提供しています。当第1四半期においては、クローズド型調査による高単価案件が増加したことから、売上高は前年同四半期比15.3%増の22百万円となりました。

#### その他サービス

その他サービスは、商品購買調査サービス「QPR」、AIRsと顧客会員管理システムの機能を掛け合わせて提供するサービス「AIRsMEMBERS」(SaaS型顧客管理ビジネス)、約3万人の持ち物・嗜好に関する調査結果をもとに構築したデータベースサービス「ブランドデータバンク(bdb)」等により構成されております。「QPR」については、平成23年7月より従来10,000名であったモニタ数を30,000名に拡大したことが奏功し、売上高が大きく伸長しました。「AIRsMEMBERS」および「ブランドデータバンク」の売上高も堅調に推移し、その他サービスの売上高は前年同四半期比37.2%増の246百万円となりました。

### (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の資産につきましては、17,210百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,278百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加3,409百万円があったためであります。

負債につきましては、7,328百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,558百万円増加いたしました。これは法人税等の支払いによる未払法人税等の減少354百万円等があったものの、新株予約権付社債の発行による増加5,000百万円があったためであります。

純資産につきましては、9,881百万円となり、1,279百万円減少いたしました。これは主に、自己株式の取得による減少1,331百万円があったためであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、9百万円であります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	83,712,000
計	83,712,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,718,400	30,721,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	30,718,400	30,721,600		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日から当四半期報告書提出日(平成23年11月14日)までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月3日
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	5,144,032
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	972
新株予約権の行使期間(注)3	自平成23年9月2日 至平成26年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 972 資本組入額 486
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

##### (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行なわない。

##### 2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

- (2) 転換価額は972円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

### 3. 新株予約権の行使期間

繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成26年8月5日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする（繰上償還がされる場合を除く。）。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(ア) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(イ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は( )に従う。なお、転換価額は上記注2(2)と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ( ) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- (エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
  - (オ) 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (カ) その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (ク) 組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
  - (ケ) その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年8月11日 (注1)	1,605,200	30,710,400	-	1,597,858	-	4,838,783
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日 (注2)	8,000	30,718,400	2,514	1,600,372	2,514	4,841,298

- (注) 1. 自己株式の消却による減少であります。  
2. 新株予約権の行使による増加であります。  
3. 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,005千円増加しております。

( 6 ) 【大株主の状況】  
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,774,200	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,539,700	305,397	
単元未満株式	普通株式 1,700	-	
発行済株式総数	32,315,600	-	
総株主の議決権	-	305,397	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の失念株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マクロミル	東京都港区港南 二丁目16番1号	1,774,200	-	1,774,200	5.49
計		1,774,200	-	1,774,200	5.49

(注) 平成23年9月30日現在の自己株式の総数は、1,703,000株となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第1四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,743,362	10,152,913
受取手形及び売掛金	2,359,373	2,600,844
有価証券	200,081	100,050
仕掛品	10,496	11,743
制作品	4,793	3,197
貯蔵品	2,019	1,720
繰延税金資産	518,001	487,314
その他	162,972	414,468
貸倒引当金	942	258
流動資産合計	10,000,157	13,771,995
固定資産		
有形固定資産	522,047	490,082
無形固定資産		
ソフトウェア	259,352	337,526
のれん	482,770	471,627
その他	433,634	385,374
無形固定資産合計	1,175,757	1,194,529
投資その他の資産		
投資有価証券	1,195,877	1,224,188
その他	1,038,235	529,276
貸倒引当金	871	-
投資その他の資産合計	2,233,240	1,753,465
固定資産合計	3,931,046	3,438,077
資産合計	13,931,204	17,210,072
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	747,254	749,248
未払法人税等	658,166	303,665
モニタポイント引当金	848,436	882,758
賞与引当金	45,026	25,000
その他	369,321	263,946
流動負債合計	2,668,205	2,224,619
固定負債		
新株予約権付社債	-	5,000,000
資産除去債務	99,454	99,820
その他	2,018	4,019
固定負債合計	101,472	5,103,840
負債合計	2,769,678	7,328,459

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,597,858	1,600,372
資本剰余金	4,865,040	4,841,298
利益剰余金	5,583,316	4,543,857
自己株式	1,106,674	1,303,899
株主資本合計	10,939,539	9,681,628
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	43,785	39,945
為替換算調整勘定	2,197	6,159
その他の包括利益累計額合計	45,982	46,105
新株予約権	40,127	40,271
少数株主持分	227,841	205,818
純資産合計	11,161,526	9,881,613
負債純資産合計	13,931,204	17,210,072

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	2,848,616	3,204,065
売上原価	1,474,889	1,620,333
売上総利益	1,373,726	1,583,731
販売費及び一般管理費	805,271	942,223
営業利益	568,455	641,508
営業外収益		
受取利息	13,197	5,215
為替差益	182	3,694
その他	1,670	27,838
営業外収益合計	15,051	36,749
営業外費用		
売上債権譲渡損	661	974
持分法による投資損失	-	2,762
株式交付費	640	94
社債発行費	-	6,358
自己株式取得費用	-	6,061
その他	20	129
営業外費用合計	1,322	16,379
経常利益	582,184	661,877
特別損失		
固定資産除却損	14,193	3,796
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	24,323	-
統合関連費用	54,083	-
特別損失合計	92,599	3,796
税金等調整前四半期純利益	489,584	658,080
法人税、住民税及び事業税	203,711	298,499
法人税等調整額	2,450	38,189
法人税等合計	206,161	336,689
少数株主損益調整前四半期純利益	283,422	321,391
少数株主損失( )	-	21,582
四半期純利益	283,422	342,973

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	283,422	321,391
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,532	3,839
為替換算調整勘定	-	4,402
その他の包括利益合計	10,532	562
四半期包括利益	293,955	320,828
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	293,955	342,851
少数株主に係る四半期包括利益	-	22,022

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間  
(自平成23年7月1日  
至平成23年9月30日)

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間  
(自平成23年7月1日  
至平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
減価償却費	85,267千円	減価償却費	84,384千円
のれんの償却額	9,364千円	のれんの償却額	11,142千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月29日 定時株主総会	普通株式	240,408	1,800	平成22年6月30日	平成22年9月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月28日 定時株主総会(注)	普通株式	274,872	9	平成23年6月30日	平成23年9月29日	利益剰余金

(注)平成23年1月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき200株の割合をもって分割しているため、株式分割後の株数にて算出しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントの概要

当社及び連結子会社は、「AIRs」を利用することによるネットリサーチを主たる事業内容としており、その経済的特徴やサービスを販売する市場等も概ね類似しているため、当社の報告セグメントはネットリサーチ事業単一であります。よって、記載を省略しております。



( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	9円56銭	11円52銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益金額 ( 千円 )	283,422	342,973
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 ( 千円 )	283,422	342,973
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	29,649,880	29,767,982
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	9円51銭	11円40銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益調整額 ( 千円 )	-	-
普通株式増加数 ( 株 )	146,696	2,719,070
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

( 注 ) 当社は平成23年 1 月 1 日付で、普通株式 1 株を200株に株式分割しております。

前第 1 四半期連結累計期間の 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

( 会計方針の変更 )

当第 1 四半期連結会計期間より、「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準」( 企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月30 日 ) 及び「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月30 日 ) を適用しております。

潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は、9円51銭であります。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社 マクロミル  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。